

奈良県肝炎検査受診率向上事業(B型及びC型肝炎ウイルス検査)の流れについて

1 検査実施医療機関の募集

2 検査実施医療機関の決定

(1) 当該委託事業の実施を希望する医療機関(以下「受託医療機関」という。)は、令和3年11月26日(金)までに「請書」を県福祉医療部医療政策局疾病対策課に郵送する。

※請書送付の際には必ずコピーをとり保管しておくこと

(2) 県から受託医療機関へ受診券の送付。

3 検査方法

(1) 医師等から肝炎ウイルス検査の受検をすすめ、希望する者(以下「受検希望者」という。)に、検査を実施する。

(2) 受託医療機関は受検希望者が対象者であることを確認するために、住所を証明する書類(運転免許証、住民票等)の提示を求めるとともに、受検希望者に対し、「肝炎ウイルス検査受診票」(以下「受診票」という。)(別記様式1)により問診を行う。

※奈良市在住の方は本事業対象外です。(奈良市民については奈良市保健所が実施)

4 検査

(1) 検査希望者は、受託医療機関で肝炎ウイルス検査を受ける。

(2) 検査終了後、受託医療機関は、検査結果の告知日や方法を説明する。

※検査の実施期限は、令和4年2月28日まで

5 検査結果の通知

受託医療機関は、検査結果を受診票の別記様式4(受検者への結果通知用)により、受検者に通知する。

6 実績報告と請求

受託医療機関は、検査日の翌月10日までに疾病対策課へ以下を提出する。

<提出書類> 請求書、受診票の別記様式2(奈良県送付分)、陽性の場合には別記様式6も提出。

※最終提出期限は、令和4年3月18日(期限厳守のこと)

7 支払

県は、請求書を受理してから1か月以内に受託医療機関に対して委託料を支払う。